

○財務省告示第二百五十六号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規  
 定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却し  
 たので、その国債の名称等を別表のとおり告示す  
 る。

平成二十一年七月二十九日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	総額面金額の	総額買入価額の
個人向け利付 国庫債券 （固定・五 年）	第一回	円九百四十九万億	五千九百七十二万
〃	第三回	十六万二千四百三十七億	千二百四十一万四七
〃	第五回	十四万九千九百五十五億	九千四百一十四万七
〃	第七回	十八万億八千九	六十四万二千二百
〃	第九回	十三万億六十七	九十七万七千六百十
〃	第十一回	十三万億三百三	円二千億七百十五万
〃	第十三回	円百二十五億三千二万四	百三十億一千万七千四

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	個人向け利付 国庫債・十 年（変動）
	第 二 十 五 回	第 二 十 三 回	第 二 十 一 回	第 十 九 回	第 十 七 回	第 十 五 回	第 十 三 回
十一千 三億三 万三百 円千九 五十	円百一 六億 十六千 六万二	十七五 千万八 円百三	九千七 万四十 円百五 四億 十三	万千百 円六二 百十九 六十九 十億	五千百 万二二 円百十 二億 十二	九千三 万二百 円百六 六十億	十七二 千九百 万二十 円百七 七億
百十億千 七九七三 十九万千 九百七 千四百 八十六 八千五 百六	三六一 百十億 四二六 万二千 二二百 円千	十六七 万七千 七千七 百九 百十	三八三 七千百 四十二 百十 億八 十五 万八 千	十万千 三六九 二千 百十八 百七十 八億 三十九 二	千四百 百十九 億四 万七 千	九四七 三千百 九千五 百七十 七億 九十 万	万二千 八百 百十六 億二 十七